

地方税財源の充実について

平成 24 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠とした上で、平成 23 年度に比べて 0.1 兆円増額され、また一般財源総額についても、0.1 兆円増の 59.6 兆円が確保された。

しかしながら、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、その他の一般行政経費や投資的経費等が削減されたため減少している。また、歳出に対して歳入が絶対的に不足する状態は継続し、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

一方、社会保障と税の一体改革については、社会保障分野における地方の役割に鑑み、一定の地方単独事業を含めた上で消費税増税分の税収配分が決定され、平成 26 年度から増税を行う「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法改正案」が閣議決定されたが、成立の見通しは不透明である。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(3) 地域自主戦略交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き対象事業を拡大するとともに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。

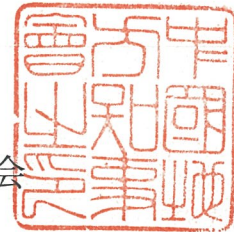
- (4) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは事業期間を再延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組を可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、妊婦健康診査の無料化など恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 持続可能な社会保障制度を確立するため、歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- (2) 社会保障サービスを提供するための恒久的な財源として、国民に新たな負担を求める際には、経済状況や低所得者に配慮することに加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても出先機関の廃止など徹底した行財政改革を行うこと。
- (3) 地方消費税引き上げの際には、引き上げに伴う増収に見合った地方一般財源総額の確保を図ること。また、社会保障分野における国と地方の役割分担に応じて、地方と協議を十分に行いながら、社会保障制度の設計を行うこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成